

WIPO主要サービスガイド

WIPO は知的財産サービス、
政策、情報及び協力のための
グローバル・フォーラムです。

WIPO のサービスは、知的財産
のライフサイクル全体にわたって、
以下のための効率的かつ
費用効果の高いソリューションを
提供し、皆様を支援します。

- 発明、商標及び意匠
の国際的な保護
- 知的財産及びドメイン名
の紛争解決、並びに
- 知的財産のグローバル・
データへのアクセス

はじめに

グローバル化と最近の技術進歩により、最も小規模な企業でも、輸出市場へのアクセスがかつてなかったほど可能になり、「スマート」な組織にとっては無限の機会が広がっています。しかし、国際市場で活動することは世界の舞台で競争することを意味します

- このような環境において、知的財産は以前にもまして重要です。WIPOは、広範囲にわたるグローバルな知的財産 (IP) サービスを通じて、多国籍企業から中小企業にいたるまで世界中の組織の支援を行っています。
- 多国籍企業であろうと個人であろうと、WIPOのサービスは、効率的かつ費用対効果の高いソリューションを提供し、知的財産のライフサイクル全体にわたって皆様のIPニーズを満たします。このようなサービスには次のものがあります

- WIPO グローバル・データベース。誰でも、どこでも IP システム内の豊富な情報に簡単にアクセスすることを可能にし、他のすべての IP 活動を支援します。
- WIPO グローバル・サービス。費用対効果が高く効率的な方法で、特許、商標及び意匠などの IP を国境を越えて保護し、イノベーションに対する企業の投資を保護します。
- WIPO 仲裁調停センター。IP 及び技術の紛争に合わせた中立的、国際的及び非営利の紛争解決サービスを時間とコストの面で効率的に提供します。

このパンフレットは、WIPO の主要サービスの概要について記載しています。さらに詳しい情報及び連絡先の詳細は、www.wipo.int をご覧ください。

特許協力条約 (PCT)

– 国際特許制度

特許とは何か

特許は、ある問題に対し新規かつ進歩性のある技術的解決策を提供する発明を保護するための法的権利です。特許権者は、その特許が付与されている国や地域において、保護された発明を、例えば製造、使用、輸入、販売などによって、他者が商業的に利用するのを防ぐ権利を有します。

特許権保護は、競争相手が特許権者の進歩性のある製品やサービスを単純に模倣することを防止するため、その製品やサービスを市場において差別化するのに役立ちます。次に、これにより、売上高の増加、利益率の上昇がもたらされ、投資コストの回収が可能になります。

特許権保護は、例えば新しい栓抜きのような製品、あるいは、ある化合物を作るための新たな製法のような方法に対して得ることができます。毎日の台所用品からナノテクノロジーを利用したチップまで、どのような分野の技術特許においても、発明を保護するために特許が利用されています。実際、ほとんどの特許は、画期的な科学的大発見ではなく、例えば、ある製品がより効率的な又は費用対効果の高い方法で機能することを可能にする改善などの、既存の技術の改善に対して与えられています。さらに、スマートフォンのような製品は、数多くの発明を含むことがあり、それぞれの発明が個別の特許によって保護されています。

PCT 制度の概要

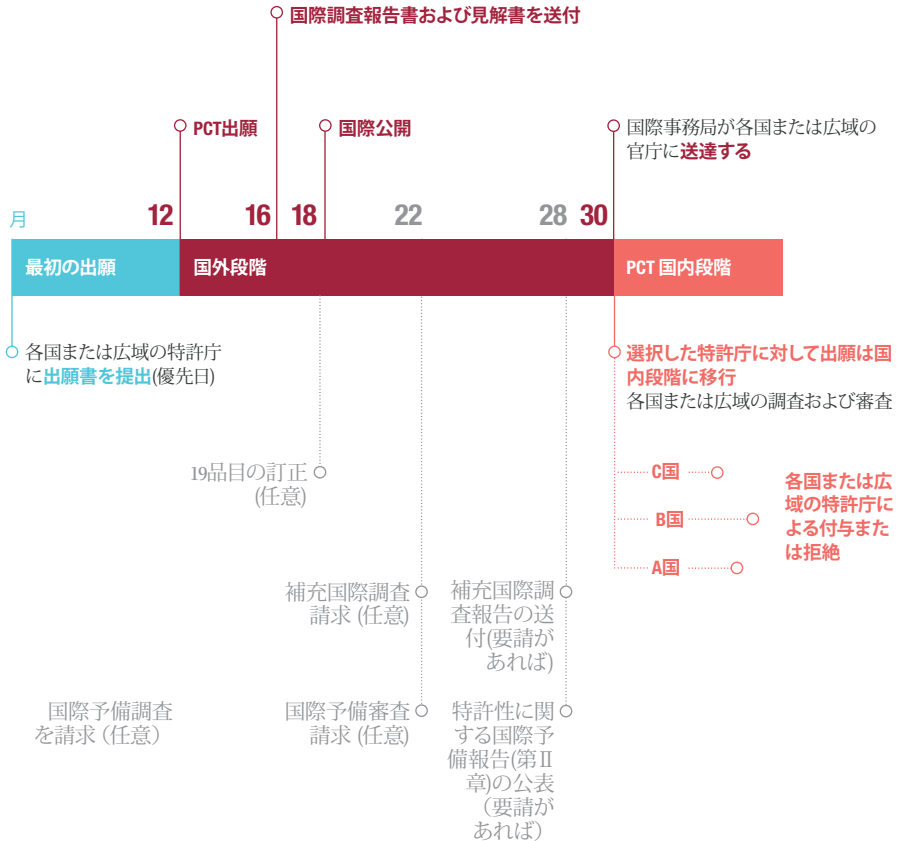
PCT 制度は、特許権保護を複数の国で求めるためのプロセスであり、費用対効果が優れ、出願人にとって数多くの利点があります。それぞれ異なる国で個別の出願書を直接提出するのではなく、単一のPCT 出願で、最大 152カ国¹ で特許による保護を請求することができます。

PCT 制度の特許出願プロセスは 2 つの段階に分かれます。「国際段階」では、出願人は自国の特許庁又は WIPO の国際事務局に出願書を提出します。出願書類は特定の方式を遵守しているか否かが点検され、出願人の発明が潜在的な特許性を持つか否かについて最初の評価を行うために国際調査が行われます。出願人が取下げを決定しない限り、出願は国際調査報告とともに公開されます。この段階で、出願人は任意で補充国際調査及び/ 又は国際予備審査を請求することができます。

次に、出願は「国内段階」に進みます。この段階では、出願人は、自身が特許権保護を求める国又は広域の各特許庁に、(必要な場合には) 出願書類の翻訳文を送ります。各特許庁がその国の法律に従って特許を付与するか否かを決定しますが、決定には国際段階で発見された関連文献が大きく影響します。

1. 2016 年 11 月現在。

PCTのプロセス



利点

- 単一のPCT出願で全てのPCT締約国で法的効力を持つ
- 方式要件と同調している
- 戦略的な意思決定に有用な特許性に関する情報を得られる
- 国内プロセスのための主要な費用を18ヶ月先送りできる

このように、PCT制度自身が特許を付与するわけではありません。特許の付与はそれぞれの国内官庁や広域官庁が行います。しかし、PCT制度は、費用、時間、出願人の発明の潜在的な特許性についての情報、及び管理の容易さに関して大きな利点を提供します。この管理の容易さは、特許を希望するそれぞれの国又は地域で個別の特許出願を直接提出することによっては得られません。

誰が PCT 制度を利用するのか

PCT 制度は、世界の主要な企業、研究機関、大学だけでなく、個人や中小企業によっても利用されています。

PCT 出願を利用することの主な利点

1. **選択肢を残すことができる。** PCT 制度では、出願人は特許権保護を請求する国をどこにするかの決定を遅らせることができます。それぞれの国に直接提出していた従来の特許制度よりも通常 18 カ月長く延ばせるようになりました。このように時間の余裕ができるため、出願人は、発明の商業的価値についてより明確な考えを持つことができ、PCT の国際段階で入手できる情報によって出願人が得られる特許権保護の範囲の可能性についてより明確に知ることができます。従って、出願人は、特許権保護を必要とする場所をより適切に判断することができます。つまり、これにより、後に必要だと判断された国を選択できずに、商業機会を逃すリスクを減らすことができます。

2. **コストを先延ばしすることができる。** 出願人は、PCT 出願書類を提出する際に一定の手数料を支払う必要がありますがはるかに高額な費用の支払いを、国際段階が完了するまで延期することができます。その費用には、特許出願書類のさまざまな言語への翻訳、国内段階に移行した各国での代理人となる現地弁理士の確保、出願人が特許を請求する個々の特許庁に支払う公的な手数料があります。こういった手数料の支払を 18 カ月延期できることは企業や個人にとって非常に有利になります。つまり、出願人は、出願人の発明の特許性について国際段階で入手できる情報を検討でき、それぞれの国や地域で経費をかけて保護を請求する価値があるか否かを判断することが可能なのです。

3. **価値のある情報が得られる。** PCT 出願書類が提出されると、自動的に先行発明と技術文献に関する国際調査が始まり、出願人はその調査に基づく見解書を受け取ります。これは、出願人の発明の潜在的な特許性に関する価値のある情報です。これにより、特許権保護を請求すべきか否かに関して情報に基づいて決定することが可能になります。例えば、調査報告や見解書から、特許権保護を得るのが困難か不可能となるような公知文献があることが明らかになった場合、出願人は特許の請求を継続しないことを決定し、その結果、国内段階でのすべての費用を避けることができます。さらにまた、出願人は、任意の国際予備審査を通じて PCT 出願書類を補正する機会が得られます。

4. **すべての出願の方式要件を満たすことができる。** PCT 制度により、PCT 出願書類が遵守しなければならない一連の方式要件が定められており、各国の国内法がその国の方式要件を PCT 出願書類に適用することは PCT により禁止されています。言い換えれば、PCT 制度の方式要件を遵守することによって、特許権保護を求めるそれぞれの国（又は地域）で通常必要な異なる方式要件を出願書類が満たす必要はなくなります。

PCT 制度の重要な要素

出願

誰が PCT 出願を提出できるのか

出願人又は共同出願人の 1 人が PCT 制度加盟国（PCT 締約国）の居住者又は国民であれば、PCT 出願を提出することができます。

どこで PCT 出願を提出できるのか

出願人が国民又は居住者である国（その国が PCT 締約国である限り）の特許庁、適用可能で許可されている場合は、広域特許庁、又は直接 WIPO に提出できます。

PCT 出願の効力は

国際出願日の要件を満たす PCT 出願には、出願で指定されたすべての PCT 締約国の国内特許出願の効力があります。

PCT 出願は先に提出された出願に対して優先権を主張することができるのか

優先権の原則は、複数の国で同時に書類を提出する必要がないため、非常に便利です。工業所有権の保護に関するパリ条約の一締約国で書類を提出すれば、出願人には 12 カ月間その出願の優先権を主張する権利があり、最初の出願を提出した日が「優先日」とみなされます。その 12 カ月の間、最初の出願の出願日が、パリ条約のすべての加盟国でその日以降に提出された他の出願よりも優先権を有するとみなされます。PCT 出願は、最初の出願として出願するか、あるいは、最長 12 カ月前までに提出された適切な出願の優先権を主張することができます。その場合、その PCT 出願は、先の出願と同じ日に提出したもののように扱われます。

国際調査と見解書

国際調査とは何か

国際調査は、関連する「技術水準」についての質の高い調査であり、それに対して出願人の発明の特許性が評価されます（「技術水準」又は「先行技術」は、ある特定の日に一般に利用可能であったすべての情報を指します）。

見解書とは何か

見解書は、国際調査で確認された先行技術文献を考慮に入れて行った、出願人の発明の特許性についての詳細分析です。

出願人はこれらの文書をいつ受け取るのか

国際調査報告と見解書は通常、出願の優先日

(すなわち出願日、又は該当する場合、優先権を主張する先の出願の出願日) から 16 カ月以内に 出願人に送付されます。

国際公開

国際公開とは何か

出願人の出願は、国際調査報告とともに、出願の優先日から 18 カ月が経過した後ただちに公開されます。公開によって、出願人の発明は公に知られることになります。

国際公開を避けることはできるのか

出願人は、公開前に出願を取り下げる場合、PCT 出願の公開を避けることができます。公開を避けるための出願の取下げには厳格な期限が適用されます。

国際予備審査

国際予備審査とは何か

国際予備審査は、任意の審査手続きであり、この手続きにより、出願人は国際調査報告を受け取った後で PCT 出願を補正し、その報告に引用されている先行技術と出願人の発明とを区別する議論を行うことが可能になります。

手続き終了時に、特許性に関する国際予備報告が発行され、これには補正後の出願の特許性についてのセカンドオピニオンが含まれます。

いつ国際予備審査を開始するのか

国際調査報告が出願人に送付された日から 3 カ月又は優先日から 22 カ月のうち、いずれか遅い方までに請求しなければなりません。

いつ特許性に関する国際報告を受け取るのか

PCT 規則に従って、優先日の約 28 カ月後に受け取ることになっています。

国内段階

いつ国内段階は始まるのか

ほとんどの締約国で、出願人は、優先日から 30 カ月以内に国内段階移行ための要件を満たさなければなりません。

どのような要件を満たさなければならないのか

これらの要件には、各国の特許庁の手数料を支払うこと、現地弁理士を選任すること、及び多くの場合出願書類の翻訳文を提出することが含まれます。

国内段階ではどのようなことがあるのか

出願人が選択したそれぞれの国や広域の特許庁は、適用される国内法が定める手続きを開始します。その結果、その国又は広域で特許を付与するか拒絶するかの決定がなされることになります。それらの特許庁は、国際調査報告、国際調査機関の見解書、及び可能な場合には国際予備審査報告など、国際段階の PCT の成果物

に支援されて決定を行います。さらに、PCT の方式要件は一様に受け入れられているため、それらの特許庁は方式審査に時間を費やす必要がありません。

追加情報

出願手続きに必要な各種手数料など、PCT に関するさらに詳しい情報は www.wipo.int/pct/ja で入手できます。

詳細な PCT ユーザーガイダンスについては、www.wipo.int/pct/en/appguide の「PCT出願人の手引」をご参照ください。

マドリッドー 国際商標制度

商標とは何か

商標は、ある企業の製品やサービスを他の企業の製品やサービスと区別する単語やロゴなどの標識です。ある特定の国で登録された商標の保有者は、その商標が登録されているものと同一又は類似の商品又はサービスに関して第三者がその国で同一又は類似の商標を商業的に使用することを止めさせる権利を有します。

商標は、消費者の商品購入決定において主要な要因であることがよくあります。消費者の視点から見ると、商標は、さまざまな製品やサービスの製造販売元や品質について情報を与えるため有用です。商標権者の視点から見ると、商標は、他の企業が自社の営業上の信用や評判を不正に悪用するのを防止するための主要な手段を企業に提供します。

通常、商標は、単語、ロゴ、名前、数字又は記号で構成されています。「非伝統的」商標は、該当する区域内で商標保護を受けるための法的要件を満たしている限り、(図形的な形のない)単なる色、立体商標又は特定の音から構成されていることさえあります。

マドリッド制度の概要

マドリッド制度は、複数の区域において商標保護を取得し維持する費用対効果の高い方法を提供します。

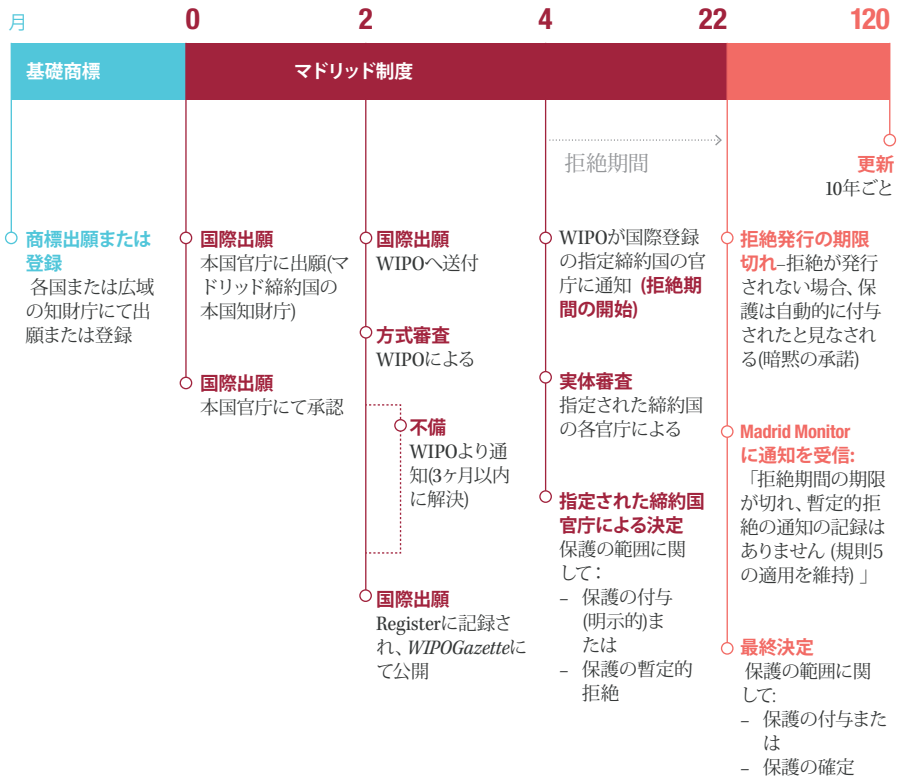
1つの国際商標出願で、出願人が保護の取得を望むすべての区域を指定することができ、最大116カ国²まで、そのすべての区域で直接出願したのと同じ効力を持つ国際登録をすることができます。この国際手続きは、希望するそれぞれの区域で個々の国や地域に直接出願するよりも費用対効果と時間効率が優れています。

国際登録のその後の管理も簡単です。1つの請求で、国際登録の対象となっているすべての国で有効に、出願人の名前や住所の変更又は所有権の変更を記録することができます。直接WIPOで国際登録を更新することができます。この更新は関係国で効力を持ちます。また、「事後指定」によって国際登録による保護の対象区域を追加することができます。

過去127年間にわたり、マドリッド制度は企業が世界中で100万を超える商標を保護するのに貢献し、企業が輸出市場にアクセスするのを促進してきました。

2. 2018年3月現在。

マドリッド制度のプロセス



利点

- 一つの言語による単一の出願で最大116カ国での登録ができる
- 単一の通貨で手数料一式の支払いができる
- 一元管理システムを通じて更新や変更の管理ができる
- 事後指定を通じて、他の国に商標を拡大できる

RUSS-SUCHARD & C^{ie}, fabricants
NEUCHÂTEL (Suisse)



Chocolats et cacao

La marque ci-dessus a été enregistrée en **Suisse**
le 1^{er} novembre 1880 sous le N^o 86

Suchard (スシャル) は、
世界初の国際商標で、
標章の国際登録に関する
マドリッド協定に基づいて
1893年に登録されました。

誰がマドリッド制度を利用するのか

マドリッド制度の利用者には、世界の主要な企業だけでなく、中小企業が含まれています。実際、利用者の約80%が小規模な知的財産権の保有者であり、ポートフォリオにある登録商標も1つか2つにすぎません。

マドリッド制度の主な利点

1. **ブランドを保護したい場所を選択。**マドリッド制度により、世界貿易の80%以上を占める最大116カ国³で商標の保護を同時に受けることができます。また、マドリッド制度を利用して、欧州連合商標制度の下で商標保護を受けることができます。マドリッド制度には、ほとんどの先進国と多くの発展途上国及び体制移行国が加盟しており、その数は絶えず増え続けています
2. **商標保護の出願の時間や費用を節約。**マドリッド制度を利用することにより、多くの異なる国で商標保護の出願を個々に行うよりも簡単で費用も安く出願できます。1つの言語（英語、フランス語又はスペイン語）による1つの出願で、多くの国の商標保護を得ることができ、手数料も1つの通貨で支払うことができます。

3. 2018年3月現在。

3. **商標保護の管理の時間や費用を節約。**また、マドリッド制度により、国際商標ポートフォリオの管理も安価で簡単になります。国際登録簿による一元管理により1つの手続きで国際登録の更新や変更がすべての関係国で記録できるためです。
4. **希望する時に商標保護を拡大。**マドリッド制度では、後で国際登録を拡大し保護対象国を増やすことができます。そのため、事業戦略の進展に応じて、新たなターゲットとする市場でブランドを保護することができ、事業を拡大させる推進力となります。

マドリッド制度の主な要素

出願

誰が国際商標を出願できるのか

マドリッド制度加盟国の国民か、加盟国に居住するか営業所を所有していれば、国際商標出願をすることができます。

「基礎商標」- 国内又は地域での事前出願又は登録

さらに、国際出願を提出する前に、出願人の国又は広域の知財庁で同一の商標の出願をしている又は登録を有している必要があります。これは「基礎商標」と呼ばれています。

どこで国際商標出願ができるのか

出願人が基礎商標を有する国又は地域の知財庁で国際商標出願をしなければなりません。この官庁が出願人の「本国官庁」になります。次に、本国官庁は国際出願を WIPO に送付します。

方式審査

方式審査とは何か

WIPO は国際出願がマドリッド制度の方式要件を満たしているかを審査します。満たしていれば、商標は国際登録簿に記録され、WIPO の「国際商標公報」で公表されます。次に、WIPO は出願人に国際登録証明書を送付し、出願人が商標の

保護を希望する各国（出願人が出願書で指定した区域）の知財庁に通報します。

それで商標は選択した各国で保護されることになるのか

まだです。WIPO の国際登録証明書は国際登録が方式審査を通過したことを意味しますが、保護の可否・範囲は出願人が指定した各国の知財庁による実体審査で決定されます。

実体審査

実体審査とは何か

出願人が指定した各国の知財庁は、その国の国内法に従って商標に保護を付与できるか否かを決定します（例えば、商標に識別性があり先行する商標権に抵触しないなど）。国際登録が実体審査を通過すれば、知財庁は出願人の国際登録に保護を付与します。通過しなかった場合には、知財庁は保護を拒絶します。

実体審査の審査期間は決まっているのか

出願人が指定した各国の知財庁は、拒絶の理由を発見した場合、出願人の国際登録で指定されたことが WIPO から通報された日から 12 カ月又は 18 カ月以内に暫定的拒絶を送付しなければなりません。通常の審査期間は 12 カ月ですが、マドリッド制度加盟国は審査期間を 18 カ月に変更することを宣言できます。マドリッド制度のウェブサイト、どの国がそのような宣言をして

いるかがわかります。12 カ月又は 18 カ月の期間内に何の通知もない場合、出願人の国際登録はその区域で保護されているとみなされます。

知財庁が国際登録の保護を拒絶した場合、出願人は何をすることができるのか

ある知財庁が国際登録の保護を全部又は一部を拒絶したとしても、出願人が指定した他の国でこの決定が保護の可能性に影響を与えることはありません。他の知財庁が管轄しているからです。拒絶された場合、出願人はその国の国内手続きに従って当該知財庁に反論することができます。

追加情報

各種手数料の情報など、マドリッド制度に関するさらに詳しい情報は www.wipo.int/madrid/ja で入手できます。

マドリッド制度についてより詳細をお知りになりたい方は、WIPO のウェブサイト の 『 *Making the Most of the Madrid System* (マドリッド制度の更なる活用に向けて) 』 をご参照ください。

ハーグ制度 – 国際意匠制度

意匠とは何か

意匠とは、物品の形状、装飾又は美的外観を保護するものです。意匠は、物品の形状のような3次元の特徴又は模様、線若しくは色などの2次元の特徴によって構成されます。意匠はまた登録意匠、意匠特許、又は単に意匠と呼ばれています。

意匠の所有者には、他人が同じ、又は実質的に同じ意匠を持つ物品を商業目的に利用することを阻止する権利があります。例えば、意匠の保護が有効な国における物品の製造、使用、輸入又は販売を防ぐことができます。このように、意匠保護によって、競争相手が意匠権者の意匠を模倣することを禁止し、意匠権者の商品を市場において差別化することが可能になります。物品の形状は消費者に購入を決定させる主要な要因になりえますので、意匠権者の商品の形状を保護することは、売上げの増加や利益率の拡大など、その商品の成功のために非常に重要です。

意匠を登録するためには、適用される法律によりますが、通常は新規又は独創的なものでなければなりません。意匠によって、例えば、宝石、服、おもちゃ、電化製品及びグラフィカル・ユーザー・インターフェイスなど、非常に幅広い種類の商品の形状を保護することができます。

ハーグ制度の概要

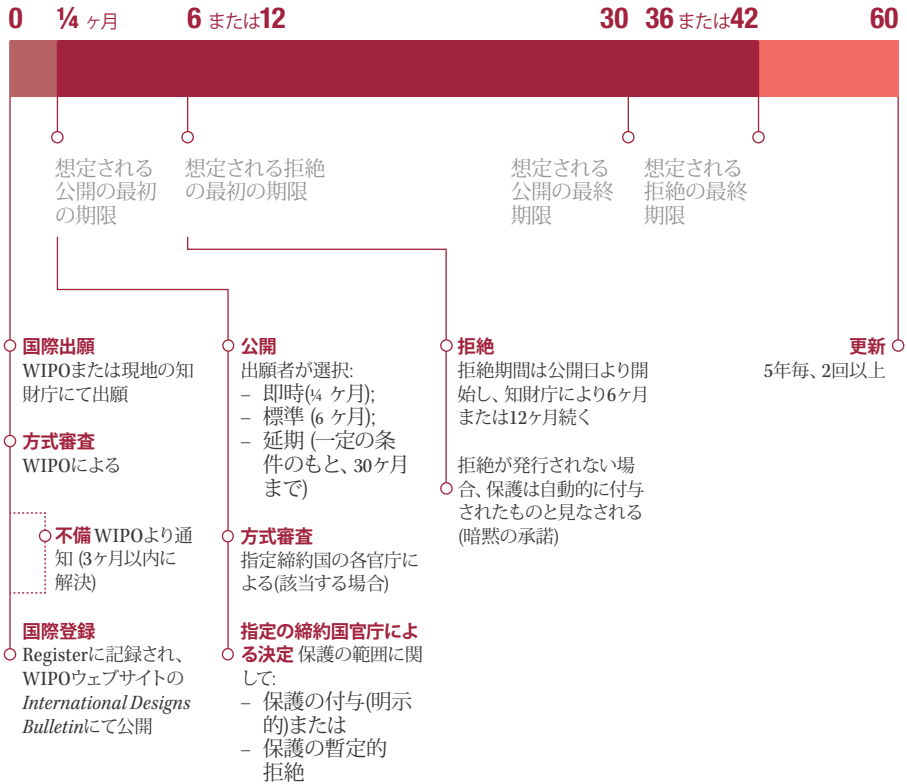
ハーグ制度によって出願人は、多くの国又は地域で同時に意匠保護の出願を行うことができます。WIPOに対して1回出願するだけでよく、各国や各地域の知財庁に対して多くの出願を別々に行う必要はありません。またハーグ制度によって意匠はWIPOで集中管理できるため、異なる国や地域で登録された多くの意匠に影響を与える変更や更新を、1回の手続きで記録することができます。

ハーグ制度は国際出願及び管理プロセスをカバーしますが、意匠の執行又は有効性は、その保護が求められる各国又は各地域の国内法に依存します。

誰がハーグ制度を利用するのか

ハーグ制度を利用するのは、主に大企業、個人又は中小企業です。

ハーグ制度のプロセス



利点

- 一つおよび複数の管轄の同じクラスに属する産業デザインを最大100件まで単一の言語で同時に出願することができる
- 単一の通貨で手数料一式の支払いができる
- 事業戦略のタイミングに合わせて登録公開ができる
- 一元管理システムを通じて更新や変更の管理ができる

スウォッチはハグ制度
最大の利用者の一つです。



写真：Swatch提供

ハーグ制度の主な利点

1. **登録出願にともなう時間と費用を節約。**ハーグ制度は、多数の国における意匠登録を単一出願で行うことによる、大きな利便性と節約を提供します。また、出願は単一言語（英語、フランス語又はスペイン語）で行うことができ、手数料、期限及び事務手続きが1回にまとめられているというさらなる利点もあります。
2. **意匠保護維持を安価かつ容易に実施。**ハーグ制度では、登録意匠の後続管理でも時間と費用が節約できます。更新費用や異なる変更の記録といった保守作業を、1つに集中化されたシステムを使って単一の手続きで行えるためです。

ハーグ制度の重要な要素

出願

保護はどこで得られるのか

出願人がハーグ制度を利用できる国（又は地域）と同じハーグ協定改正協定の締約国又は地域で、保護を受けることができます。現在ハーグ協定には2つの有効な改正協定があり、68⁴のすべての参加国又は地域が両方の改正協定に署名しているわけではありません。

誰がハーグ制度を利用できるのか

出願人が参加国若しくは地域の国民であるか、又はそこに居住しているか、そこで事業を行ってれば、ハーグ制度の下で国際出願することが可能です。1999年のハーグ協定改正協定の下では、加えて参加国又は地域を常居所としている人は誰でも利用可能です。

出願の内容

出願は、E-filing インターフェイスによる電子提出又は書面による提出が可能です。出願には、保護しようとする意匠の1つ又は複数の表現物（又は「複製物」）を記載します。また保護指定国又は地域を明記します。

それぞれの意匠が国際意匠分類の1つの類（例えば「工具及びハードウェア」（8類））に

4. 2018年2月現在。

属していることを条件に、1つの出願で最大100までの異なる意匠を保護することができます。

どこで出願できるか

ほとんどの出願は直接 WIPO に提出します。しかし、いくつかの参加国（又は地域）では、各国の知財庁に提出することを許可又は要求しています。

言語

英語、フランス語又はスペイン語で出願することができます。

優先権の主張

国際出願においては、直前6カ月以内に適正に登録された意匠出願に対する優先権を主張することができます。これは、国際出願が先に提出された出願と同日に提出されたものとして扱われることを意味します。

自国での事前出願又は登録は不要

ハーグ制度を利用するために自国又は地域で意匠出願を提出する必要はありません。

方式審査及び公表

方式審査

WIPO は国際出願が、例えば、手数料の支払や意匠複製物の品質など、必要な方式要件に合致していることを審査します。

公表

方式要件が満たされた場合、WIPO は出願の詳細を国際登録簿に記録します。その後登録は、一般に検索可能な「国際意匠公報」において公表されます。公表は国際出願の提出から平均6カ月後に行われます。

実体審査

登録が公表された後、出願人が保護を受けようとしているそれぞれの国又は地域の知財庁は、国内法に基づき出願人の意匠を保護するか否かを決定します。

知財庁は、当該登録が、方式要件以外の理由で、適用される国内法の要件を満たさないと判断した場合は、出願を拒絶します。知財庁は、拒絶について国際登録公表から6カ月（一定の状況の下では12カ月）以内に WIPO に通知しなければなりません。

登録が拒絶された場合はどうすればよいか

1つの知財庁が出願人の出願を拒絶しても、その決定は他の知財庁に対する出願人の出願又は登録には影響しません。出願人は拒絶について当該知財庁と当該国の法令に従って争うことができます。

登録後

保護期間

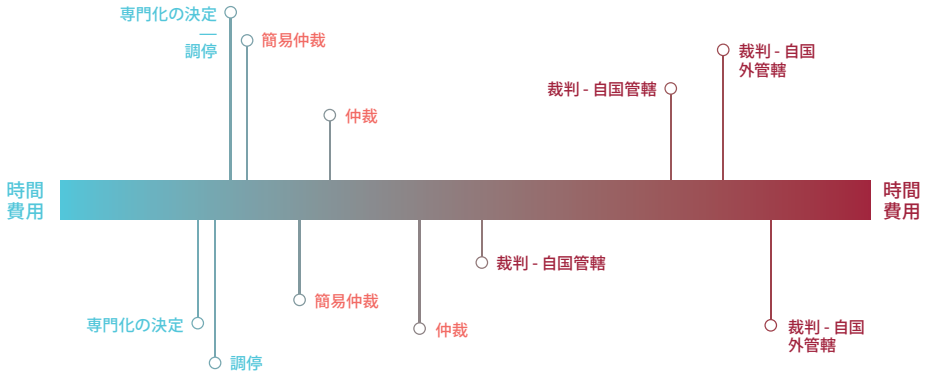
国際登録は当初 5 年間有効です。登録は、当該国又は地域の法令に従い、15 年から 25 年まで 5 年単位で更新できます。

追加情報

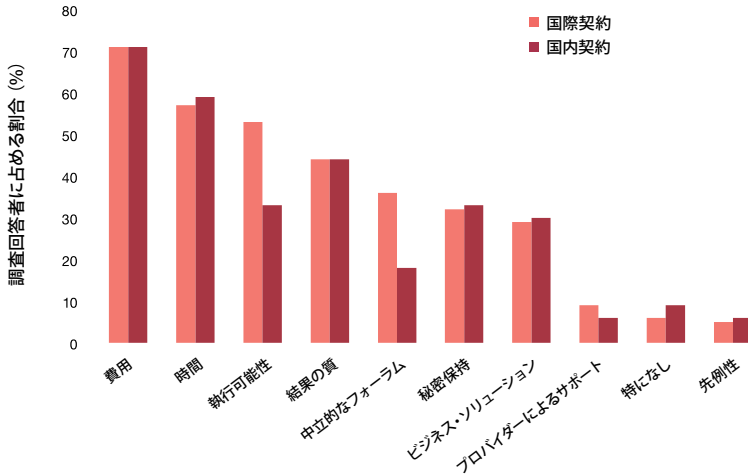
手数料表や自動手数料計算などの追加情報は、www.wipo.int/hague/en で入手できます。

詳細については、WIPO ウェブサイトにある『ハーグ協定に基づく意匠の国際登録の手引き』をご参照ください。

IP 紛争処理 - スケジュール



紛争解決条項の選択における優先事項上位10項目



グラフ出典:
WIPOの技術取引における紛争解決に関する
国際調査

WIPO 仲裁調停センター

裁判外紛争処理とは何か

裁判外紛争処理（ADR）は、伝統的な裁判所での訴訟に頼ることなく複数の当事者間の紛争を解決するために、さまざまな方法を活用します。裁判所での訴訟は困難な作業となり、勝訴した当事者にとってもいくつかの望ましくない結果を生む可能性があります。そのような結果を避けるため、ADRを利用する紛争当事者が増えています。ほとんどのIP紛争については、調停、仲裁及び専門家による決定などの1つ又は複数の種類のADRが適していると思われます。ADRを適切に使用すれば、時間と費用を節約しながら、以下のようさまざまな恩恵を受けることができます。

合意に基づくプロセス ADRは通常、裁判所での訴訟ほど敵対的なプロセスではありません。実際問題として、これは当事者にとって、ADRによる紛争処理後の良好な実務関係の維持、発展が容易となることを意味します。

単一の手続き ADRを利用することによって、当事者は多数の国に及びIP紛争を単一の手続きで処理することに合意し、複数の管轄地における訴訟の費用と複雑さや、異なる国で相反する判決が下されるようなリスクを避けることができます。

当事者の自主性 ADRの当事者は、紛争処理手続きをよりよく管理することができます。例えば、当事者は最も適切な調停者、仲裁者又は専門家

や、紛争処理手続きのための場所や言語に加えて、仲裁に適用する法令を選ぶことができます。

この大きな自主性によって、当事者はより迅速でよりコストのかからない、当事者のニーズに合ったプロセスを確保できる可能性があります。

中立性 ADRは当事者の法律、言語及び制度文化に中立でありえるため、どちらか一方の当事者が地元の利を得る可能性を避けることができます。

秘密保持 ADRの手続きは非公開です。WIPO規則で、手続きの存在及び結果は秘密であり、その過程で提出された証拠又は他の書類も同様です。このため当事者は、一般への影響を気にすることなく、紛争の本案に集中することができます。この秘密保持は、商業上の評判や企業秘密が関係する場合は特に重要になるでしょう。

裁定の最終的な拘束力 一般に裁判所の判決が1回又はそれ以上の訴訟で争われる場合とは異なり、通常、仲裁裁定については上訴ができません。

仲裁裁定の執行可能性 1958年国連外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（ニューヨーク条約）は、仲裁裁定の承認が国内裁判所の判決と同等の効力を持ち、国内裁判所により本案が再審されることはないと規定しています。これにより国境を越えた仲裁裁定の執行が非常に容易になります。

写真: iStock.com/© shotbydave/© Rawpixel /© Kickimages
/© Vertigo3d/© scanrail/© technoi/© Lucasavalheiro



WIPO 仲裁調停センターの概要

WIPO 仲裁調停センター (WIPO センター) は、中立で、国際的な、かつ非営利の紛争解決手段を提供しています。スイスのジュネーブとシンガポールに事務所があり、民間当事者が国内又は国際的商事紛争を円滑に解決できるように、調停、仲裁、専門家による決定及びドメイン名に関する紛争処理サービスなどの ADR 手段を提供しています。WIPO センターは IP や技術に関する紛争を専門的に取り扱っており、そのような紛争から発生する特有のニーズに対応しています。特許やソフトウェア・ライセンス契約などの契約状況から発生する紛争だけではなく、特許侵害などの、契約から発生したものではない紛争も取り扱っています。WIPO センターはまた、WIPO の勧告により策定された「ドメイン名紛争統一処理方針 (UDRP)」に基づく、ドメイン名紛争処理における世界の主要サービス提供機関とされています。

WIPO センターは、積極的な案件管理により効率的な ADR 手段を提案し、当事者が可能な限り早く仕事に戻るための機会を提供します。

誰が WIPO センターのサービスを利用するのか

WIPO センターのサービスは、世界中の多国籍企業、中小企業、研究開発機関、大学及び個人

に利用されています。また、WIPO センターは、各国の知財庁やその他の知的財産関係者と共同で、特別な手続きの開発や調整も行っています。

当事者は、自らの契約に WIPO ADR 条項を追加することにより、紛争が発生する前に、WIPO ADR の利用を選択することができます。また、紛争発生後に合意の上で WIPO ADR を利用することもできます。紛争の WIPO ADR 手続きへの付託を容易にするため、WIPO センターではオンライン上で条項自動生成ツールを提供しています。この利用しやすいツールにより当事者は、WIPO の推奨条項及び仲裁付託契約に基づき、それぞれのニーズに合った条項及び仲裁付託契約を作成することができます。

WIPO センターのサービスの主な利点

上記の ADR の利点に加えて、WIPO センターのサービスには以下の利点があります。

- 1. 専門知識を備えた調停人、仲裁人及び専門家** 当事者は、IP 及び ADRI に豊富な経験を持つ、1,500 人を超える独立した国際的な WIPO の調停人、仲裁人及び専門家のデータベースを利用することができます。さらに、WIPO センターは必要であれば、その事案ごとのニーズに応じて、さらなる中立者を追加します。

- 2. 手数料及び費用** WIPO センターは非営利紛争処理手段提供者です。金銭面に関し、当事者のために積極的かつ透明性のある管理を行います。例えば、当事者及び中立者との緊密な協議をもとに中立者の手数料金額を設定し、費用については事前に当事者と合意した上で決定します。WIPO センターは、当事者が高い費用対効果で紛争処理するための支援に全力を尽くします。
- 3. IP 特有のニーズ** WIPO ADR 規則は、秘密保持や技術的証拠に関する規定など、IP 紛争に特有のニーズに対応する規定を含んでいます。
- 4. 柔軟性** 当事者は、手続きを行う場所、言語及びスケジュールに加え中立者を自由に選択できます。

仲裁 当事者の合意により、当事者によって選任された単独又は複数の仲裁人に紛争を付託して、拘束力と最終性のある決定（「仲裁裁定」）を求める手続きです。仲裁裁定は各当事者の権利義務に基づき、仲裁法の下での拘束力があります。訴訟に代わる私的な手段である仲裁では、通常、裁判手続きに進むことはできません。

簡易仲裁 短期間で行われる低コストの仲裁手続きです。仲裁裁判所は通常単独の仲裁人で構成されます。

専門家による決定 当事者の合意により、特定の事項（例えば技術的な論点など）を当事者が単独又は複数の専門家に提出し、決定を求める手続きです。当事者間の合意により、当該決定に法的拘束力を持たせることができます。

ドメイン名紛争処理

WIPO センターのサービス

調停 中立の仲介人である調停人の支援により、当事者の利益に沿った和解成立を目指す、私的な合意に基づく手続きです。調停人が和解内容を強制することはありませんが、和解合意書は契約としての法的拘束力を持ちます。調停手続きは、その後の裁判手続きや仲裁手続きの利用を排除するものではありません。WIPO 規則に基づき、紛争の一方当事者が WIPO 調停手続きへの付託を提案したいときは、一方的に申立書を WIPO センターに対して提出することが可能です。

UDRP は、WIPO センターが管理する、主要なドメイン名紛争処理方針です。WIPO による勧告に基づき、UDRP は世界中の商標権者に、その権利を侵害する不正な目的でのドメイン名登録及び使用（いわゆるサイバースクワッティング）の明白な事案に対する、有効な管理上の移転救済策を提供します。この方針は、.com や .xyz などの世界のすべてのドメインに適用され、非常に多くの国別ドメインも採用しています。

この費用対効果の高い2カ月間の手続きは、すべてオンライン上で行われます。当事者は申立ての準備をするために、WIPO が提供する書式例に加えて、WIPO の「裁定集」や「UDRP の論点に関する見解」を利用することができます。事案は、WIPO センター又は当事者が特別の WIPO リストから選任したパネリストによって裁定されます。移転裁定は通常、ドメイン名の登録機関によって直接実施されます。弁護士に興味のある方は、WIPO センターのウェブサイト経由で申し込むことにより、新規に発行された裁定の通知を毎日受け取ることができます。

追加情報

WIPO 仲裁調停センターとそのサービスに関する追加情報については、www.wipo.int/amc をご覧ください。

WIPO センターの情報冊子やその他出版物は、www.wipo.int/amc/en/publications で入手いただけます。

季刊誌「WIPO ADR ハイライト」ニュースレターのお申込みは、下記にてお願いいたします。
www3.wipo.int/newsletters/en



WIPO の IP 及び技術のデータベース

WIPO は、その IP システムにおける豊富な情報を誰でもどこでも容易に利用できるように、グローバル・データベースへのアクセスを無料で提供しています。WIPO の主要な IP データベースのうちの 2 つが、パテントスコープとグローバル・ブランド・データベースです。

パテントスコープ – 概要

パテントスコープは WIPO のグローバルな特許検索サービスです。柔軟かつ多言語のインターフェイスと翻訳ツールを持つ強力で完全に検索可能なデータベースを提供し、ユーザーによる特許文書の検索と理解を支援します。

パテントスコープ – 主な機能

範囲 特許協力条約 (PCT) の下で提出された国際特許出願は、すべてパテントスコープで公開されています。加えて、40 を超える参加国や地域の特許庁が公表した特許文書もパテントスコープで検索が可能です。

多言語インターフェイス パテントスコープのインターフェイスは 10 言語で提供されています。

高度に設定可能な検索 パテントスコープでは、ブル、近接、レンジ及びワイルドカード演算子など、検索語を組み合わせるための多くの検索演算子を利用できます。

言語横断検索 パテントスコープの言語横断情報検索システム (CLIR) によって、用語又はフレーズとその異形を 14 言語で検索できます。用語又は

フレーズを 1 つの言語で入力するだけで、システムが他の 13 言語に翻訳された用語又はフレーズとその異形も含めて検索してくれます。

検索結果分析 パテントスコープは、表示方法、ソート方法及び追加検索方法など、検索結果を管理する包括的なツールの組み合わせを提供します。

機械翻訳 パテントスコープによって、多くの言語で書かれた特許文書の機械翻訳を入手することができます。

PCT 国内段階移行 パテントスコープは、複数の管轄地の国内登録簿の関連情報を編集し索引を付けることにより、PCT 国内段階移行に関する情報へのアクセスを容易にします。

RSS フィード パテントスコープでは、検索クエリーに基づいて RSS 通知を設定することができ、興味のある分野での特許活動のモニターや最新情報の取得に役立ちます。

IPC統計 パテントスコープは国際特許分類 (IPC) のデータを保有しているため、PCT 出願の世界の動向を視覚化することが可能です。例えば、特定の技術分野における主役が誰かを知ることができます。

誰がパテントスコープを利用するのか

特にパテントスコープを利用するのは、特許出願の先行技術を探す特許庁の審査官、ある発明がすでに特許権を有するかどうかチェックする発明者、ある分野でどのような技術が開発されているかに興味のある研究者、競争相手の正体と動きを理解したい起業家、それに特定の特許文献を探す弁理士です。

追加情報

パテントスコープは下記のサイトで利用できます。
<https://patentscope.wipo.int>

パテントスコープのユーザーガイドはWIPOのウェブサイト取得できます。https://patentscope.wipo.int/search/ja/help/ja/users_guide.pdf

グローバル・ブランド・データベース - 概要

グローバル・ブランド・データベースは、WIPOが提供する商標、原産地名及び公的な紋章等のグローバルなデータベースです。一回の商標検索

で複数の国及び国際登録を横断的に検索することができ、商標検索を効率化します。さらに、直感的、柔軟かつ強力な検索機能で、テキストに加え画像での検索もサポートします。

グローバル・ブランド・データベース - 主な機能

範囲 グローバル・ブランド・データベースは、マドリッド制度による商標の国際登録、リスボン協定の原産地名、パリ条約第6条の3で規定する国及び国際機関の公的な紋章等のWIPOのデータに、40⁺の国及び地域の知財庁のデータを加えたものから構成されています。この世界最大の無料の誰でも利用可能な商標検索機能を利用することにより、上記のデータを個別に検索する必要がなくなります。

強力な検索機能 グローバル・ブランド・データベースでは、14の検索フィールドによる強力に高度に設定可能な検索機能に加え、ブール、近接及びレンジ演算子など、検索語を組み合わせるための多くの検索演算子が利用できます。また「あいまい」検索、称呼検索及び語幹検索、検索用語のサジェスト機能、及びウィーン図形分類又は米国の分類の説明文を用いた図形分類の検索も可能です。

5. 2018年5月現在

画像検索 グローバル・ブランド・データベースの画像検索機能は、無料の誰でも利用可能な知的財産のデータベースでは、初めてのものとなります。ユーザーは画像をアップロードして、何百万もの画像データの中から視覚的に類似した商標や、他のブランドの情報を検索することができます。

検索結果分析 グローバル・ブランド・データベースは、カスタマイズ可能な検索結果画面、検索やレコードセットの保存、及び即時の図表によるデータ分析など、検索結果を管理する一連の包括的なツールを提供します。

誰がグローバル・ブランド・データベースを利用するのか

特にグローバル・ブランド・データベースを利用するのは、商標の専門家、ブランドの管理者及び起業家です。これらの人は、関連する国若しくは広域で登録されている商標、原産地名称や、パリ条約第6条の3で規定する公的な紋章等の確認、又はブランドの状況に関するその他の関連データの確認のために利用しています。また、既存の商標を侵害しないインターネット・ドメイン名を求める人々によっても利用されています。

追加情報

グローバル・ブランド・データベースは、www.wipo.int/branddb/en で利用いただけます。

グローバル・ブランド・データベースのヘルプ・ページについてはwww.wipo.int/branddb/en/branddb-help.jsp#db をご覧ください。



要約

	PCT	マドリッド制度	ハーグ制度	ADR	データベース
内容	単一の国際出願の提出で複数国における特許保護を目指すシステム	単一の国際出願の提出で複数国における商標権保護を目指すシステム	最低限の方式と費用で複数国において意匠を登録するためのシステム	裁判によらずIP及び技術紛争を解決するための迅速、柔軟かつ費用対効果の高いサービス	知的財産に関する情報にアクセスできるデータベース
利用者	開発途上国及び先進国の大企業、研究機関及び大学や、中小企業及び個人など誰でも利用可能				
概要	複数国での特許出願を単一の国際出願で代替し、時間と費用を節約 特許性に関する予備的で拘束力のない報告書を提供	複数の登録を単一の登録で代替し、時間と費用を節約 国際登録簿による一元管理により、商標の管理及び更新が可能	1回で100までの意匠登録が可能	ADR手段には調停、仲裁、専門家意見及びドメイン名紛争処理があり、民間当事者が国内又は国際的な商業紛争を効率的に解決することが可能	2つの主要データベース：パテントスコープ（グローバルな特許検索システム）とグローバル・ブランド・データベース（商標、原産地名及び公式紋章）
主要要素	出願、方式審査、国際調査 国際公開、特許性に関する予備的で拘束力のない報告書	出願、方式審査及び登録後管理	出願、方式審査及び登録後管理	グローバル、単一、中立的な手続き、IP及び技術に特化、秘密保持と柔軟性	グローバル・サーチ、多言語検索（パテントスコープ）、画像検索（グローバル・ブランド・データベース）
利点	統一された方式要件、すべての締約国に拘束力あり 国際特許保護にともなう主要な費用を先送り 出願人と特許庁に特許判断のための有益な材料を提供	締約国における登録及びその後の管理を単一の出願で実現	複数国での意匠登録とその後の管理を単一の出願で実現	迅速で費用対効果の高い処理、私的で柔軟性の高い手続き、IP及びADRの経験豊富な調停人、仲裁人及び専門家、国際的な執行	無料でアクセスしやすい技術情報、ネットワーク、競争相手及び所有者の特定が容易

終わりに

このガイドは、Section for Coordination of Developed Countries, Department for Transition and Developed Countries が、Michal Svantner の指導のもと、Ben Leadbetter、Inés Bértolo 及び Tuvshinbat Narmandakh の貴重な貢献を得て、作成されました。

世界知的所有権機関
34, chemin des Colombettes
P.O. Box 18
CH-1211 Geneva 20
Switzerland

Tel: +41 22 338 91 11
Fax: +41 22 733 54 28

詳細についてはWIPO日本事務所に
お尋ねください。
www.wipo.int/about-wipo/ja/offices/japan

© WIPO, 2019



表示 3.0 IGO (CC BY 3.0 IGO)

CCライセンスは本著作物上のWIPOが所有しないコンテンツには適用されません。

画像クレジット: iStock.com/©
BlackJack3D/© alengo

スイスにて印刷

WIPO 第1020号 (日本語版)
ISBN 978-92-805-3083-4